



2022年5月11日

各位

会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代表者 取締役社長 庵 栄伸
本社所在地 富山市堤町通り一丁目2番26号
(コード番号 8377 東証プライム市場、札証)
問合せ責任者 経営企画部長 北中 喜貴
(TEL 076-423-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第19期定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件として、定款の一部を変更することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第20条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第20条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 監査等委員である取締役の増員に備えるため、定款第24条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生予定日：2022年6月23日(予定)

以上

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第24条 (記載省略)</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p><u>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>(記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第24条 (現行どおり)</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>7名</u>以内とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 (現行通り)</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第20条(電子提供措置等)は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上